様式１３号

○農地利用配分計画(案)

|  |
| --- |
| 年度　　号  農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第2項の規定による  農用地利用配分計画(案)  平成　　年　　　月　　　日  市　　町　　名　　　　印 |

賃借権または使用貸借による権利の設定関係

　１　各筆明細　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町名　福井市　　　　地域名　　　高　志

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整　理  番　号 | 1 | 権利の設定を受ける者の氏名  または名称および住所（Ａ） | | | | （氏名または名称）  坂　井　次　男 | | | （住所）  福井市宝永５丁目３番３号 | | | 借受希望に応募した結果の公表番号等 | 1 |
|  | 権利を設定する土地（Ｂ） | | | | | | 設定する権利（Ｃ） | | | | | | 備　考 |
| 所　　　　在 | | | 地番 | 現況　　地目 | 登記　面積  ㎡ | 設定　　面積  ㎡ | 種類 | 内容 | 始期 | 終期　　　(期間) | 借　賃  円 | 借賃の支払　方　　法 |
| 市町 | 大字 | 字 |
| 福井市 | 松本 | １ | １ | 田 | 2,000 | 2,000 | 賃借権 | 水田として 利用 | 2015年  1月1日 | 2024年  12月31日  (10年) | 10,000 | 口座振込 |  |
|  | この計画に同意する。  　　　権利の設定を受ける者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所（同上）　　　氏名　　　坂　井　次　男　　印 | | | | | | | | | | | | |

（記載注意）（１）この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。

（２）（Ｂ）欄は、市町大字別に記載する。

（３）（Ｂ）欄の「設定面積」は原則、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合および土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きする。なお、１筆の一部について利用権が設定される場合には設定面積欄に○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

（４）（Ｃ）欄の「種類」は、「賃借権」または「使用貸借権」のいずれかを記載する。

（５）（Ｃ）欄の「内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業 用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

（６）（Ｃ）欄の「存続期間（終期）」は、「○年」または「西暦○○○○年○○月○○日（始期）から○○○○年○○月○○日まで」と記載する。

（７）（Ｃ）欄の「借賃」は、設定または移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の１年分の借賃の額を記載する。

（８） 備考欄には、当該土地が農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得したものである場合は、信託財産である旨および当該信託に係る委託者の氏名または名称および住所を記載する。

　　２　共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定または移転を受ける権利は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

　　（１）　賃借権の設定等の条件

　　　　 １の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）による賃借権または使用貸借による権利の設定または移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除する。

　　　　ア　当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

支払期限

　　　　イ　正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第１項の規定による報告をしないとき。

　　（２）　借賃の支払猶予

　　　　　　甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにそ

の支払を猶予する。

（３）　借賃の改訂

　　この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙および市町が

協議して定める額に改訂する。

（４）借賃の支払

　　 この計画書１の各筆明細に記載された土地の借賃の支払いは、**毎年１１月２０日**までに甲が指定する金融機関に払い込むものとする。

（５）　転貸または譲渡

　　　　　　乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、または設定もしくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

ただし、転作等で第三者が栽培する作目のために期間借地する場合は除く。

　　（６）遅延損害金

　　　　ア　乙は、１の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支

払わなければならない。

福井県県税外収入金徴収条例第８条

　　イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、**年１４．６パーセント**の割合で計算して得た額とする。

（７）修繕および改良

　　　　ア　甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要する

ときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出

したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

　　　イ　乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

　　　ウ　修繕費または改良費の負担および償還は、別表１に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

　　（８）租税公課の負担

　　　　ア　当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

　　　　イ　当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金および賦課金は、乙が負担する。

　　　　ウ　当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表２に定めるところによる。

　　　　エ　その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛

金および賦課金を負担する。

　　（９）賃借権の消滅

　　　　　天災地変その他、甲および乙ならびに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部または一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定された賃借権は消滅する。

（10）借受け農地の返還

　　　　　　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から６０日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その

他の不可抗力、修繕もしくは改良行為または当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

　 （11）　賃借権または使用貸借権に関する事項の変更の禁止

　　　　　　甲および乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定または移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、および都道府県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

　　（12）　権利取得者の責務

　　　　　ア　乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、借受け農地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

　　　　　イ　乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第１項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の

利用の状況について、甲に報告しなければならない。

　　（13）　その他

　　　　　　この農用地利用配分計画に定めのない事項および農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙および都道府県が協議して定める。

　　　別表１　修繕費および改良費の負担に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修繕または改良の工事名 | 甲および乙ならびに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲および乙の支払額について土地所有者の  償還すべき額および方法 | 備　　　　考 |
|  |  |  |  |

　　　別表２　土地改良区の賦課金等に係る特約事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備　　　　考 |
|  |  |  |

３　賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 1 | 住所 | 福井市宝永５丁目３番３号 | | | | | 氏名 | 坂　井　次　男 | | | | 年　齢 | | 50　才 | | 農作業従事日数 | | 180日/年 | |
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積  （Ａ）　　　　　ha | | 現在の農用地利用状況（Ｂ）  ha | | | 主たる経営作目（Ｃ）ha | 農作業従事および雇用労働力の状況（Ｄ） | | | | | | | | 主な家畜の飼育状況（Ｅ） | | | | 農機具等の所有状況（Ｆ） | | |
| 農業従事者  （うち15歳以上65歳未満の者） | | | | | | 同左の内雇用労働力(年間延べ日数） | | 種　類 | | 数　量 | | 種　類 | | 数　量 |
| 農　地 | 水田  　8ha  畑  果樹園 | 農　地 | | 水田  　8ha  畑  果樹園 | ｺｼﾋｶﾘ  6ha | 男 | 3人 | 農業専従者 | | | 2人  (　人) | 300人日 | |  | |  | |  | |  |
| 農　業  補助者 | | 主として農業に従事する者 | 1人  (　人) |
| 採　草  放牧地 |  | 採　草  放牧地 | |  | 女 | 1人 |
| 従として農業に従事する者 | 1人  (　人) |
| その他 |  | その他 | |  |

（農業生産法人以外）

(記載注意)(1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。

(2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。

なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

(3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。

(4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149

日の者をいう。それ以下の従事日数となる農業補助者は、従として農業に従事する者として記入してください。

(5) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地基本台帳により整理されている場合には、農地基本台帳番号○○、氏名または名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

（農業生産法人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理　　　番号 | 2 | | 農業生産法人の名称 | | 農事組合法人　ふくいの里 | | | | | | 代表者の役職・氏名 | | 代表理事  　　　　石　川　三　郎 | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積（Ａ）  ha | | | 現在の経営面積（Ｂ）  ha | | 農業生産法人の事業の状況（Ｃ） | | | | | | | | 主な家畜の飼育状況（Ｆ） | | | | 主な農機具の所有の状況（Ｇ） | |
| 事業の種類 | | | | | | | |
|  | 農畜産物名 | | 関連事業等の内容 | | 左記以外の事業の内容 | | |
| 農　地 | 水田  8  畑  果樹園 | | 農　地 | 水田  42  畑  果樹園 |  | 現在 | | 現在 | | 現在 | | | 種　類 | | | 数　量 | 種 類 | 数　量 |
| 米　　42ha | |  | |  | | |  | | |  | ﾄﾗｸﾀｰ  田植機  ｺﾝﾊﾞｲﾝ  ﾄﾗｯｸ  軽ﾄﾗ | 2台  1台  1台  1台  1台 |
|  | 権利取得後 | | 権利取得後 | | 権利取得後 | | |
|  | 米　　50ha | |  | |  | | |
| 農作物栽培技術水準 | | | |
| 事業の実施状況および事業計画(売上高：百万円) | | | | | | | | 作物名 | | | 平均収量 |
|  | 農業 | | 左記以外の事業 | | | | | | ｺｼﾋｶﾘ | | kg/10a  540 |
|  | 3年前　 50 | | 3年前 | | | | | |
|  | 2年前 50 | | 2年前 | | | | | |
| 採　草  放牧地 |  | | 採　草  放牧地 |  |  | 1年前 50 | | 1年前 | | | | | |
|  | 初年度 55 | | 初年度 | | | | | |
| その他 |  | | その他 |  |  | 2年目 60 | | 2年目 | | | | | |
|  | 3年目 70 | | 3年目 | | | | | |
| 賃借権の設定等を受ける農業生産法人の構成員の状況（Ｄ） | | | | | | | | | 賃借権の設定等を受ける農業生産法人の業務執行役員の状況（Ｅ） | | | | | | | | | |
| 氏名・名称 | | 議決権または株式の数 | 法人への農地等の  権利設定・移転 | | 年間農業従事日数 | | | 法人と構成員間での作業受委託の作業名 | 氏　名 | | | 住　所 | | | 前年 実績 | 年間農業従事日数 | | |
| 権利の  種　類 | 面　積  ㎡ | 前年実績 | | 見込み | 見込み | 年間農作業従事日数 | |
| 前年実績 | 見込み |
| 富山五郎 | | 1 | 賃借権 | 20,000 | 150 | | 160 | 田植え、刈取り | 石川三郎 | | |  | | | 180 | 190 | 50 | 60 |
| 新潟幸雄 | | 1 | 賃借権 | 15,000 | 60 | | 65 | 田植え、刈取り |  | | |  | | |  |  |  |  |
| 長野俊幸 | | 1 | 賃借権 | 10,000 | 60 | | 65 | 田植え、刈取り |  | | |  | | |  |  |  |  |
| 雇用労働力（年間延日数） | | | | 2 人日 | | |  |  |  | | |  | | |  |  |  |  |

（記載注意）(1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。

(2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。

なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

　　　　　(3) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの

農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

(4) (C)欄の「関連事業等の内容」には、耕作または養畜の事業に関連する事業(①農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工、②農畜産物の貯蔵、運搬または販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託〉、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置または農作業の共同化に関する事業を記載する。

(5) (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地または採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作または養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。

(6) (C)欄の「農業」欄には、法人の行う耕作または養畜の事業および関連事業等(以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作または養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。

(7) (D)欄の「議決権または株式の数」欄には、株式会社にあっては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。

(8) (D)欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の

農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作または養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

(9) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」，「法人に農作業を委託している農

家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。

(10) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあっては理事、合名会社、合資会社または合同会社にあっては業務執行権を有する社員、株式会社にあっては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。

(11) (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に

常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作または養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

(12) (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が

行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、

権利を取得しようとする農地等を耕作または養畜の事業に供するとととなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

（農業生産法人以外で賃借権の設定等を受ける法人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 |  | 法人の名称 | |  | | | | | 代表者の役職・氏名 | | |  | | | |
| 賃借権の設定等を受ける土地の面積（Ａ）  　　　　ha | | 法人が耕作または養畜農事業に供している農用地の面積（Ｂ）  　　　　　ha | | 主たる生産作物・受託作業名（Ｃ）　ha | 業務執行役員等の状況（Ｄ） | | | | | | 主な家畜の飼育状況（Ｆ） | | | 主な農機具の所有の状況（Ｇ） | |
| 氏名 | 役職名 | 住所 | 年間農業従事日数 | | |
| 前　年  実　績 | | 見込み |
| 農　地 |  | 農　地 |  |  |  |  |  |  | |  | 種　類 | | 数　量 | 種　類 | 数　量 |
|  |  |  |  | |  |
|  |  |  |  | |  |  | |  |  |  |
| 採　草  放牧地 |  |  |  |  |  | |  |
| 農作物栽培技術水準 | | 農作物栽培技術習得計画 | | | |
| 採　草  放牧地 |  | 作物名 | 10a収量 | 受講者名 | 作物 | | 期間 |
| その他 |  |  |  |  |  | |  |
|  |  |  |  | |  |
|  |  |  |  | |  |
| 雇用労働力（年間延日数） | | | 人日 | |  | |  |  | |  |  | |  |  |  |

（記載注意）　(1)　(A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権の設定が２つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。

　 (2)　(C)欄の「利用権の設定を受ける特定法人の主たる作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50％を超えると認められるも

のの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50％を超えない場合には、粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記

載する。

　 (3)　(D)欄の「住所」欄には、合名会社、合資会社または合同会社にあっては業務執行権を有する社員、株式会社にあっては取締役、特定非営利

活動法人にあっては理事（以下「業務執行役員」という。）が生活の本拠としている場所を記載する。

(4)　(D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う

農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作または養畜

の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。